

新宿区

ワーク・ライフ・バランス 推進企業認定制度

新宿区がワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を認定し、
その取組を応援します！



ワーク・ライフ・バランスは企業を成長させる経営戦略！

子育て・介護などの社員のライフステージに合わせた働きやすい環境を整えることが、
企業・個人の成長に繋がります。

▼ ワーク・ライフ・バランスが実現すると・・・

個人

- ・生活の充実
- ・育児や介護との両立
- ・性別を問わず就労しやすい環境
- ・心身の健康の向上

- ・会社への満足度向上
- ・仕事への意欲向上
- ・業務効率化による能力の向上

企業

- ・生産性向上
- ・残業時間の削減
- ・優秀で多様な人材の確保
- ・離職率低下

中長期的な
事業活動の
維持・発展・
成長へ



ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の概要

★制度の仕組み

既にワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業、またこれから取り組みたいと考えている企業をサポートします。企業からの申請に基づき「ワーク・ライフ・バランス推進企業」または「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」の2つの区分で認定を行います。認定後も企業の取組が進むように、コンサルタントの派遣や、関連するセミナーの開催など、新宿区が支援します。



2つの認定区分

推進企業

ワーク・ライフ・バランスの取組が既に定着しており、認定基準を満たした企業

推進宣言企業

ワーク・ライフ・バランスの取組をこれから推進予定の企業

4つの分野で認定

子育て支援

- ・女性も男性も育児休業を取得しやすい環境の整備
- ・育児休業取得者への職場復帰を応援する制度
- ・子育てしやすいようにするための制度の導入、仕事内容の配慮 など

地域支援

- ・企業として地域活動に貢献するための取組
- ・従業員が地域活動等に参加しやすい環境づくりなど

介護支援

- ・介護休業・休暇が取得しやすい環境整備
- ・介護しやすいようにするための制度の導入・仕事内容の配慮
- ・介護休業取得者の職場復帰を支援する制度 など

働きやすい職場づくり

- ・長時間労働の防止
- ・休暇が取得しやすい環境整備
- ・男女とも能力開発やキャリアアップができるようにするための支援 など

認定されると様々なメリットがあります！

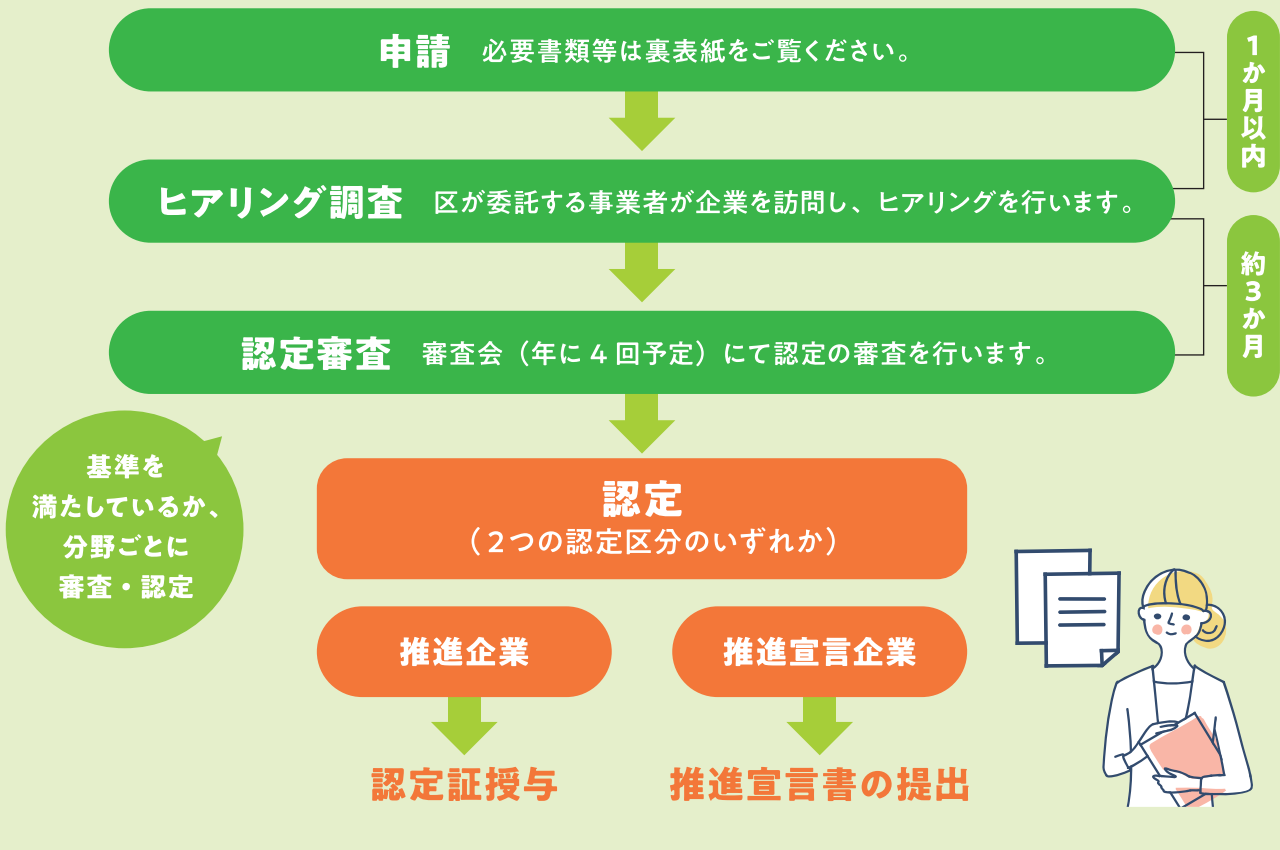
詳しくは P4 へ

また、認定の申請をするだけでもサポートが受けられます！



- ★ワーク・ライフ・バランスに関するコンサルタントを最大5回まで無料派遣
- ★推進企業の取組を広く紹介 etc...

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 申請から認定までの流れ



認定後も支援は続きます



年に1回 実績報告書を区へ提出すると…

表彰されると
メリット多数!!

★推進企業の中から優れた取組実績のある企業を表彰します!



ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰

- 区長から表彰状を授与
- 取組内容をまとめたパンフレット作成
- 企業のさらなるイメージアップに!!

★推進宣言企業がワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、要件を満たせば推進企業に認定!

取組を続けて
いずれは
表彰企業!

推進企業へステップアップ!!

- 取組を推進するため、無料でコンサルタントを派遣
- ※コンサルティングの詳細は4ページをご覧ください。

認定企業にはメリットがたくさん!

① コンサルタントを派遣

こんなお悩み
ありませんか!?

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組み方が分からない。
- ・課題は分かっているが、具体的にどう解決したらいいか分からない。

▶ **無料のコンサルタントをご活用ください!**
1社につき最大5回まで無料

※コンサルティングの費用は新宿区が負担します。

※ワーク・ライフ・バランスに関するご相談・アドバイス等に限ります。

申請をすれば
認定前でも
利用可能!



【活用事例】

- ・就業規則や各種規程の作成支援
- ・ワーク・ライフ・バランスの制度や奨励金の紹介
- ・社員向け研修の実施
- ・経営者、労務担当者への情報提供
- ・働き方改革推進のアドバイス
- ・社内アンケート支援
- ・子育て支援、介護支援制度に関する情報提供
- ・テレワーク導入支援 等

② 融資の斡旋

「ワーク・ライフ・バランス企業応援資金」制度（中小企業向け融資の斡旋）において、融資を利用した際の利子及び信用保証料を区が補助します。

↓詳しくは区ホームページをご覧ください。

新宿区 制度融資 🔍 検索

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/file04_04_00001.html



「ワーク・ライフ・バランス企業応援資金」制度について

問い合わせ先

文化観光産業部産業振興課 ☎ 03 (3344) 0702

〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 区立産業会館 (BIZ 新宿) 4階

※ワーク・ライフ・バランスの推進要件を満たさない場合や、対象要件について取消し等があった場合は、融資の利子補給を中止する場合があります。

③ 推進企業を広くPR

新宿区のホームページや情報誌等で広くご紹介いたします。

④ セミナー等のお知らせ

ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等の有用なお知らせをお送りします。

⑤ バナー広告の掲載料減額

区ホームページトップページへのバナー広告掲載料（月額）を2万円から1万円に減額

問い合わせ先

総合政策部区政情報課広報係 ☎ 03(5273)4064
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎3階

⑥ 契約制度で優遇

施工能力等審査型総合評価方式による入札において加点対象となります。

問い合わせ先

総務部契約管財課契約係 ☎ 03(5273)4075
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎4階

男性の育児・介護サポート企業奨励金

対象企業

新宿区内に事業所がある中小企業で「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定」を受けている企業

支給要件

【育児・介護休業】

次の要件をすべて満たすこと

- ・14日以上の休業を取得
- ・当該男性従業員に対する賃金の支払い、または代替要員の雇用
- ・当該男性従業員を休業取得後1か月以上継続して雇用



【育児・介護にかかる短時間勤務】

次の要件をすべて満たすこと

- ・30日以上短時間勤務制度を利用
- ・当該男性従業員に対する賃金の支払いまたは代替要員の雇用
- ・当該男性従業員を短時間勤務取得期間終了後1か月以上継続して雇用



支給額

下記アまたはイのいずれか

- ア) 取得期間（時間）を対象として支払った賃金総額（上限30万円）
- イ) 当該従業員の代替要員を雇用した場合の経費（上限30万円）
※賃金、通勤手当、法定福利費等

申請書類

- ・申請書（第1号様式）
- ・口座振替依頼書（第34号様式の2）
- ・就業規則の写し（休業等の規定が確認できるもの）
- ・別途必要書類※
（※）申請の内容によって、別途必要書類が異なります。
詳しくは下記問い合わせ先へご連絡ください。

男性の育児・介護サポート企業奨励金に関する問い合わせ先

子ども家庭部 男女共同参画課

〒160-0007 新宿区荒木町16 男女共同参画推進センター（ウィズ新宿）
☎ 03 (3341) 0801

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度について

①対象企業

新宿区内にある企業・事業所

区内に支店、事業所等のある事業者も申請可能です。
その場合は、支店、事業所単位での認定となります。
申請できない業種もございます。詳しくはホームページをご覧ください。



②申請方法と必要書類

【申請方法】

必要書類を受付窓口へご持参ください。

【必要書類】

- (1) 新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書（第1号様式）
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）レベル診断チェックシート
※すべての分野についてご記入ください。
- (3) 会社概要等がわかるパンフレット・ホームページのコピー等



③受付窓口

- ・男女共同参画推進センター（ウイズ新宿） 新宿区荒木町16
- ・区役所本庁舎2階（子ども家庭課） 新宿区歌舞伎町1-4-1

※様式のダウンロードはこちらから↓

https://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/file08_00001.html



ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の問合せ先

子ども家庭部 男女共同参画課

〒160-0007 新宿区荒木町16

男女共同参画推進センター（ウイズ新宿）

☎ 03(3341)0801

駐車場・駐輪場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

